

佐世保工業高等専門学校非常勤職員の雇用に関する取扱いについて

平成28年5月26日
校長 裁定

佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）に勤務する非常勤職員の雇用に関する取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員就業規則（以下「非常勤教職員就業規則」という。）に定めるもののほか、この取扱いの定めるところによる。

1. 対象となる職員

非常勤教職員就業規則第2条第2項第1号から第4号までの職名の者（以下「対象職員」という。）を対象とする。

2. 労働契約の更新の有無

- (1) 労働契約期間を更新する場合は、契約期間満了の都度、更新の可否を判断する。
- (2) 労働契約を更新する場合の継続する労働契約の期間は、最初の雇用の日から起算して3年間とし、これを超えて更新することはできない。ただし、校長が特に必要と認める場合は、最初の雇用の日から起算して3年を超えて雇用期間を更新することができるものとする。
- (3) 前号の規定は、最初の雇用の日から起算して5年を超えて更新することはできない。
- (4) 本校を退職し、6ヶ月経過後再び対象職員として雇用されることになった者、又は雇用期間満了等で退職し、6ヶ月経過後公募による競争的試験を経て再び対象職員として雇用されることになった者については、前号の「最初の雇用の日」を「再び対象職員として雇用される日」と読み替えてこれを適用する。

3. 更新・雇い止めを行う場合の判断基準

次の基準により、労働契約の更新又は雇い止めを判断する。

- (1) 契約期間満了時の業務量
- (2) 対象職員の健康状態・勤務成績・勤務態度・出勤状況
- (3) 本校（国立高等専門学校機構）の運営状況
- (4) 特定の事業計画に基づき雇用される者については、当該事業経費の予算状況

4. 雇い止めの事前予告

労働契約の更新により継続して1年を超えて雇用されている対象職員（あらかじめ当該契約を更新しない旨明示しているものを除く。）について、労働契約を更新しないときは、少なくとも契約の期間が満了する日の30日前までに予告する。

5. 雇い止めの理由の明示

- (1) 前記第4項に定める予告に対し、対象職員から雇い止めの理由について証明書の請求

があった場合は、これを交付する。

- (2) 労働契約の更新により継続して1年を超えて勤務した対象職員で、労働契約が更新されなかった者から、雇い止めの理由について証明書の請求があった場合は、これを交付する。

6. 定年

対象職員は、60歳に達した日以降における最初の3月31日に退職（以下「定年退職」という。）するものとする。

7. 再雇用等

- (1) 前記第6項の規定により退職した者又は同項に定める定年年齢に達している者について、その者の知識及び経験等を考慮し、業務の能率的運営を確保するために、校長が特に必要があると認める場合は、1年を超えない範囲内で期間を定め、採用することができる。
- (2) 前号の期間又はこの規定により更新された期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。
- (3) 前号の規定による期間については、当該再雇用等の最初の雇用の日から起算して5年を超えて更新することはできない。

8. 再雇用期間満了者との労働契約

- (1) 独立行政法人国立専門学校機構教職員再雇用規則第6条に定める再雇用期間を満了した者について、その者の知識及び経験等を考慮し、業務の能率的運営を確保するために、特に必要があると認められる場合は、校務執行会議の議に基づき、1年を超えない範囲内で期間を定め、採用することができる。
- (2) 前号による労働契約の期間及び更新する期間等については、前項の規定を準用する。

附 記

1. この取扱いは、平成28年10月1日から施行する。
2. 佐世保工業高等専門学校非常勤職員の雇用に関する取扱いについて（平成24年3月30日校長裁定）は廃止する。
3. 平成28年10月1日に在職する対象職員のうち、「人事異動通知書（兼）労働条件通知書」において、「契約の更新をする場合がある」旨の記載があり、かつ、契約期間の上限が記載されていない者については、第2項第2号及び第3号の規定は適用しない。
4. 平成28年10月1日に在職する対象職員のうち、60歳を超えている者については再雇用の非常勤職員とみなし、第7項を適用する。

附 記（平成30年1月31日一部改正）

この取扱いは、平成30年1月31日から施行する。

附 記

この取扱いは、令和4年10月4日から施行し、令和4年10月1日から適用する。